

管理者不明橋解消への更なる対応について

1 趣旨

管理者不明橋とは、河川法の手続きを経ず設置され、管理者が不明の橋のこと
平成 29 年に全数調査を実施し、以後、管理者特定の作業を進めてきたところ
地域の聞き取りや過去の行政文書調査などで管理者特定が一定進展してきたことから、全数解消に向け、更なる対策を行うもの

2 経緯

- 平成 29 年度 管理者不明橋の実態調査 （県内で 2,473 橋①）
- 令和 6 年度末 （県内で 1,991 橋②）
（参考）令和 4 年度 国土交通省全国調査・調査結果公表（全国で 9,697 橋）
- ①(H29)-②(R6)=482 橋削減
- 目視により、崩落等による通水阻害のおそれのある橋について優先対応
結果内訳

[	・管理者特定し適法化 470 橋 ・管理者特定し自主撤去 5 橋 ・県が撤去（簡易代執行）7 橋
---	--

3 課題

- (1)目視による安全度評価に限界があり、崩落等による通水阻害のおそれが解消されない
- (2)市町と連携し調査するものの、管理者特定に至らない

4 不明橋数の削減対応策

- (1)崩落の可能性の高い橋を撤去（代執行）
安全度調査を行い、崩落の可能性のある橋は、即時、利用停止措置後に撤去
- (2)利用停止の事前周知を行い、
 - ア 利用者から通行要望がない橋は、利用停止措置を行い、必要に応じて撤去
 - イ 利用者から通行要望がある橋は、市町と連携・調整し、管理者を確定

5 目標

- 本年度から概ね 10 年（令和 16 年度末）かけて全数解消を目指す

6 スケジュール

大項目	中項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
安全度調査	パイロット調査 (事前調査点検業務)	●→									
	全数調査		●→								
注意看板設置	利用停止の事前周知 (地元調整、管理者の 特定)	●→	●→								
利用停止措置 (通行止め)	危険性の高い橋	●→	●→								
	上記以外の橋		●→	●→							
適法化 (占用許可)	市町と連携した適法化 の取組	●→	●→								
撤去	(簡易代執行、予算平 準化)	●→					●→				

7 管理者不明橋の例

